

令和 7 年 3 月 2 4 日 1 0 時 0 0 分  
入間東部地区事務組合消防本部

救急活動中における傷病者の受傷事案について

## 1 事実内容

令和 7 年 3 月 1 6 日（日）午後 0 時 4 5 分に覚知した富士見市内の救急現場において、自宅 2 階でめまい及び嘔吐の症状のある傷病者を確認する。当該現場に出場した救急隊は階段搬送を考慮し、布担架で 1 階玄関まで搬送する。玄関でストレッチャー担架に収容したところ、直後に傷病者が嘔吐したため、左側臥位に体位変換した。その際、更なる緊急嘔吐に対応するため、胸部のベルト固定はしていなかった。

ストレッチャー担架の搬送を開始したところ、ストレッチャー担架右後輪がアスファルトの窪みに嵌り、左側に傾いた影響で不安定になり、胸部のベルトをしていなかったことから傷病者を地面に滑り落とす事案が発生した。

## 2 経過

救急車内で観察したところ、左側頭部打撲擦過傷を認め、傷病者及び家族に謝罪する。

傷病者及び家族からご理解を頂き、朝霞市内の病院まで継続的に観察を行った上で搬送する。容態に変化はなく病院到着後、担当医師に状況を報告する。

## 3 対策

- (1) 指令内容から緊急度、重症度及び安全管理状況を判断し、早期に支援隊を要請する。
- (2) ストレッチャー担架に傷病者を乗せている際は、ベルトの固定、高さの調整及び安全搬送を徹底する。

## 4 見解

このような受傷事案はあってはならない行為であり、傷病者及びそのご家族に深くお詫び申し上げます。

住民の安全と安心を守る消防としての使命を自覚し、再発防止に向け組織としてしっかりと取り組んでまいります。